

令和7年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時	令和8年2月19日(木) 午後1時30分～午後3時
場 所	小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
出席者	<p>【委員】(敬称略)</p> <p>長岩 嘉文 日本福祉大学中央福祉専門学校 前川 泰宏 一般社団法人 小牧市医師会 佐々木 成高 小牧市歯科医師会 福澤 広 小牧市薬剤師会 河内 宏一 小牧市リハビリテーション連絡会 里見 正弘 小牧市介護支援専門員連絡協議会 三枝 尚子 小牧市保健センター 小林 静生 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会 榊間 裕子 介護サービス相談員連絡会</p> <p>【事務局】</p> <p>江口 幸全 福祉部 部長 山本 格史 福祉部 次長 平野 淳也 福祉部 地域包括ケア推進課 課長 河原 真一 福祉部 介護保険課 課長 西村 泰洋 福祉部 地域包括ケア推進課 副主幹 吉本 隆正 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 佐野 文音 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 浅野 温子 小牧地域包括支援センターふれあい 管理者 金田 泰丈 味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷 管理者 高田 かおる 篠岡地域包括支援センター小牧苑 管理者 岡田 江里子 北里地域包括支援センターゆうあい 管理者</p>
欠席者	田中 秀治 一般社団法人 愛知県社会福祉士会
傍聴者	1名
事前配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 小牧市地域包括支援センター運営方針(案) ・資料2 小牧市地域包括支援センター事業計画書の様式(案) ・資料3 「保健師に準ずる者」の要件について ・資料4 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託 ・参考資料1 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準
当日配付資料	配席表
1. 開会 事務局)	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本協議会の進行役を務めます地域包括ケア推進課副主幹の西村です。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和7年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会を開催します。</p>

本日の日程につきましては、お手元の次第のとおりです。

本協議会は、小牧市地域包括支援センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席が必要となります。

本日は、田中委員から欠席の連絡をいただいておりますが、委員10名中9名の方に出席いただいております、本協議会が成立していることを報告させていただきます。

また、本協議会は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により公開とさせていただいております、会議録作成のため、録音させていただいております。

なお、本日の協議会につきましては、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、報告させていただきます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、福祉部長の江口からご挨拶させていただきます。

(1) あいさつ

江口福祉部長)

本日はご多用のところ、本年度第3回目となります小牧市地域包括支援センター運営協議会にご出席を賜りましてありがとうございます。

さて、今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中、高齢期においても地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、社会の急激な変化の中で、一人一人が抱える課題も複合的になっており、地域包括支援センターへの相談件数どんどん増えて、今後ますます地域包括支援センターに対する市民の方々の依存度が高くなっていくことが予想されます。

本協議会といたしましても、市民の依存先となる地域包括支援センターの機能を充実していくよう、地域包括支援センターと連携を図りながら各種の取り組みを進めて参りたいと考えております。

そうした中、本日は、来年度の運営方針などを議題とさせていただいております。それぞれの立場、ご経験を踏まえましてご意見ご発言をお願い申し上げまして簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局)

それでは、本協議会の会長であります長岩会長からご挨拶いただきます。長岩会長よろしく申し上げます。

長岩会長)

本日の議題は、来年度の地域包括支援センターの運営方針と事業計画の様式についてです。また、定例の議題ではありませんが、今回は「保健師に準ずる者」の要件についての議題が出ておりますのでこれについてもご確認をいただきたいと思っております。

直接は地域包括支援センターとは関連しない事項ですが、このところ、国で高齢者の終身サポート事業についての議論が急ピッチで進められております。こちらは、当初、社会福祉協議会を実施主体とする方向性で制度設計が進められておりましたが、最近の傾向ですと第二種社会福祉事業として届出制で実施する方向性になりそうです。

ただ、現時点においても、身寄りのない人の身元保証団体が愛知県下にも山ほど存在し、営利的な団体から良心的な団体まで様々存在します。ケアプランを作成する居宅介護支援事業所もそのような身元保証団体と関わりがあり、シャドーワーク的な仕事となっていると言うか、その辺りの議論についても行政が関わって交通整理が必要になってきていると思います。

この辺りは地域包括支援センターも同様だとは思いますが、このところ、どんどん仕事が増

えている状態でありますので、何と言いますか職員のキャパシティも含めてきちんと考えていけないといけないと思っております。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、長岩会長にお願ひいたします。

2. 議事

○議事(1)小牧市地域包括支援センター運営方針について

事務局)

小牧市地域包括支援センター運営方針(案)について説明させていただきます。

まず、資料1の1枚目をご覧ください。介護保険法施行規則第140条67の2では、「市町村は、包括的支援事業の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。」と規定されております。

ただし、厚生労働省から発出されております『地域包括支援センターの設置運営について』では、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務としてセンターの運営方針の内容の適切性や見直しの必要性等について市町村に対して意見を述べる事が規定されております。

そのため、委員の皆様におかれましては、市が作成した運営方針につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

なお、今年度は運営方針に大きな影響を与える法令改正などはなく、今回は、本年度の運営協議会でいただきました意見を踏まえ改正しようとするものです。

改正点としては、4点ございます。

1つ目は、本市における重層的支援会議である『こまきつながる会議』を運営方針の中に盛り込んだこと。

2つ目は、介護予防プランを居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携と後方支援について例示したこと。

3つ目は消費者被害の防止に係る取組を例示したこと。

4つ目は『地域ケア会議』に係る項目を整理したこと。以上、4点を踏まえ運営方針の見直し案を作成いたしました。

それでは、方針の説明に移らせていただきます。

まず、4ページをご覧ください。

「2. 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針」にある「総合相談業務」の「属性や世代を問わず相談を受け止める支援」であります。こちらは、複合的な課題を抱える事例においては、必要に応じて地域ケア個別会議やこまきつながる会議などを活用し、各分野の支援関係機関と共に支援方針の協議を行う旨を追記いたしました。

次に、「4. 第1号介護予防支援事業の実施方針」につきまして、5ページ下段の「ケアマネジメントを委託する場合などにおけるセンターの適宜適切な関与」の項目をご覧ください。こちらは項目にある例示の文言を修正させていただきました。理由といたしましては、前回の運営協議会において、介護予防支援のプランを委託する際の情報提供の在り方や後方支援についてご意見をいただいたことによる改正でございます。

つづきまして、6ページをご覧ください。

「5. 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針」について、困難事例への指導・助言の例示にこまきつながる会議

を追記になります。

次に7ページをご覧ください。

「6. 地域ケア会議の運営方針」としまして、こちらは、従来の『介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を踏まえた定期的な地域ケア個別会議の開催計画の策定と実施』、『地域ケア個別会議から見えてきた地域課題の抽出』、『共有された地域課題の解決に向け、地域支え合い推進員との連携・協働による資源開発等の取り組み及び提言』の3つの項目につきまして、その分類方法を見直し、『地域ケア個別会議の実施』、『日常生活圏域単位の地域ケア推進会議の実施』の2つに見直したものです。

最後に、8ページをご覧ください。

「7. 権利擁護事業の実施方針」としまして、「虐待防止や消費者被害防止に関する普及啓発」の項目に例示を加えました。こちらは、本年第1回の運営協議会において、各センターの事業計画を報告させていただいた際、「市民向け講座に参加できない方もいる。介護支援専門員がモニタリングで訪宅する際などに消費者被害防止のお手伝い出来ると思う」というご意見をいただいたことによるものです。

こちらにつきましては、既に小牧市消費者安全確保地域協議会の実務を担う地域包括支援センター連絡会議の権利擁護部会の部会員が、介護支援専門員の研修会に参加して定期的に消費者被害防止の啓発を行っておりまして、地域の居宅介護支援専門員から「良い取り組みである」とのお声をいただいております、今回、例示に加えさせていただいたものです。

説明は以上です。

長岩会長)

ご説明ありがとうございました。何か大きく何か来年度運営方針が変わったというわけではなさそうですが、7ページの地域ケア個別会議と日常生活圏域単位の地域ケア会議の実施が明文化されたこと、そして6ページのこまきつながる会議。説明では重層的支援体制整備の関係する会議ということですが、こちらの活用を明記した内容になっております。最後は8ページの部分について例示を2つ追加したというところです。

改正部分のいくつかは、本協議会で議論された部分を盛り込んであるというご説明でしたが、いかがでしょうか。

福澤委員)

「こまきつながるくん」という言葉は以前からありました。今回の「こまきつながる会議」とどのような関連性があるのかお聞かせいただきたいのと、こまきつながる会議の構成員や議論の内容をお伺いしたいです。

事務局)

まず、「こまきつながるくん」とはICTを活用した医療や介護の関係者が連携するための電子連絡帳システムであり、コミュニケーションツールです。一方、「こまきつながる会議」は重層的支援体制整備事業に位置づけられる会議であり、高齢者だけではなく、障がい、子ども、生活困窮などの複合的な課題を抱える世帯等において、その分野の関係部署や関係機関が集まり、支援計画を策定するためのものです。

ネーミングが似ておりますが、異なるものとなっております。

福澤委員)

この会議は定期開催されているものですか。

事務局)

定期的開催日を設けておりますが、緊急的に対応すべき事例が発生した場合は臨機に開催することとしています。

長岩会長)

ありがとうございます。運営方針では、今回加わったこまきつながる会議以外にも地域ケア個別会議や事例検討会も記載されています。例えば、6ページの赤字部分にもこまきつながる会議が出てきておりますが、こちらは介護支援専門員に対する支援及び指導云々というところで「地域ケア個別会議やこまきつながる会議を通じて地域の介護支援専門員が抱える困難事例への指導助言を行う」と書いているわけですね。

つまり、1対1でサポートするだけではなく、このような会議などを活用しながらサポートしていくと。その一環として、こまきつながる会議も使ってみて欲しいというメッセージだと受け取れます。このあたり、里見委員、いかがですか。

里見委員)

私が抱える困難事例を地域包括支援センターに相談した際、様々な専門領域の方々が参加する会議を開催していただいたことがあります。それがこまきつながる会議だったのかは分かりませんが、会議の中で様々なご助言をいただき、大変助けられました。

長岩会長)

こまきつながる会議は、今年度何件くらい実施しておりますか。

事務局)

1回です。地域包括支援センターが関わった事例でありまして、以前から相談を受けていた事例ですが、様々な関係機関が関わるということでしたので、こまきつながる会議の開催に至ったものです。

長岩会長)

これは、なかなか頻回に開催するイメージではないかもしれませんが、「これはちょっと現場だけではしんどいな」と思ったら関係者を集めて開催するものだと思いますので、上手く機能すれば良いと思います。その他、いかがでしょうか。

里見委員)

6～7ページに「地域ケア個別会議の実施」と「日常生活圏域単位の地域ケア推進会議の実施」という2種類があります。

地域ケア個別会議は先ほどの困難事例等の個別事例に対応いただくための会議だと思うのですが、日常生活圏域単位の地域ケア推進会議とは、資料を見る限り、地域ケア個別会議で上がってきた地域課題を解決する会議という位置付けだと理解しています。

その日常生活圏域単位の地域ケア推進会議は、どのくらいの頻度でどのような構成員なのか、介護支援専門員なども参加するものであるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

事務局)

日常生活圏域単位の地域ケア推進会議につきましては、実施主体は各地域包括支援センターとしております。今年度、実際に開催しているのは南部地域包括支援センターで2回開催しております。その中には、各医療機関の先生や介護サービス事業所、その中には居宅介護支援事業所も含まれておりますが、具体的な構成員は都度、地域包括支援センターが選定しております。

里見委員)

分かりました。ありがとうございます。

長岩会長)

今回、地域ケア会議に関する項目の表現を改めたのは、地域ケア個別会議は一定程度取り組まれているものの、日常生活圏域単位の地域ケア推進会議の取組状況に少し差があるという部分に着目し、標準化したいという目的がありますか。

事務局)

当初は、各センターで日常生活圏域単位の地域ケア推進会議を実施しておりました。今般、高齢者の増加や業務多忙という事情もあってなかなか開催が困難であることは承知していますが、各地域の関係者でその地域で発生している課題を捉え、解決策を検討する場を設けていただきたいと考えています。

長岩会長)

センターの職員も業務多忙でなかなか地域ケア推進会議の開催まで至っていないことを考えると、現場としては少しハードルが高いのかもしれませんが。開催にあたっては、誰を招集すべきか、どのような議題で実施しようかなどから検討する必要があつてご苦労も多いことと思います。

以前、豊田市で日常生活圏域単位の地域ケア推進会議に参加していた時期がありますが、夕方以降6過ぎから開催し、エリア内の民生委員や介護支援専門員のほとんどが出席し、町内会長さんなども参加されておりました。医師会の先生は必ず参加される形になっており、最初と最後にあいさつをおこなうなど大々的な会議でした。議題についても、地域で様々な活動をされている方の報告や介護支援専門員の報告、それらを題材としてみんなで議論するスタイルでやっておりました。

地域ケア推進会議のやり方については、各地域でそれぞれお考えいただければ良いところだとは思いますが、豊田市ではこのような形での運営でした。

○議事(2) 小牧市地域包括支援センター事業計画書の様式について

事務局)

資料2をご覧ください。

様式につきましては、資料1で定めた運営方針の項目に沿って作成するものであります。

今回の具体的な変更点は、3ページにあります「V. 地域ケア会議」において、項目を『地域ケア個別会議の実施』、『日常生活圏域単位の地域ケア推進会議の実施』の2つに変更した点であります。

本日、様式につきましてご承認をいただきましたら、各地域包括支援センターに事業計画書の作成を依頼し、来年度の第1回運営協議会で報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

説明は以上です。

長岩会長)

ありがとうございました。小牧市地域包括支援センター事業計画書の様式について説明が終わりました。来年度の地域包括支援センターの事業計画の様式なので、先ほどの地域包括支援センター運営方針を反映させた形で作ってあるということです。

運営方針も含め、何かお気づきの点があればお願いします。

河内委員)

まず、日常生活圏域の地域ケア推進会議をしっかりと行おうとすると、地域包括支援センターの仕事量としてはかなり増加するのかなと感じております。その中で聞こえてくるのは「地域で話し合った課題がきちんと市に上がるのか、会議ばかり多くてその道筋が見えない」という声です。

確かに現段階においては、手探りであり、地域から市域に上がっていく部分がはっきりと見えないため、しばらくの間は混乱するのだろうなという感じはしました。

長岩会長)

ありがとうございます。資料1の7ページを見ていただくと、地域ケア個別会議は居宅介護支援事業所の介護支援専門員のサポートの意味合いが色濃い気がしますが、日常生活圏域単位の地域ケア推進会議を見ると、個別事例から見えてきた地域課題の抽出とか、そこから地域づくりとか資源開発だとか、資源開発の支障となる問題点の整理という、大分行政の課題に近いところを扱うことになります。

河内さんのご懸念は「会議が増えて上手くいくのか」というご懸念ですけどその辺どうでしょう。

事務局)

まず、地域ケア個別会議で議論していただき、課題として残ったものを日常生活圏域単位の地域ケア推進会議に集めて話し合ってください。また、地域の力だけでは解決しない課題、地域づくりや資源開発の障がいとなっている部分は市で引き取って政策的に考えていく。そのような流れかなとは考えております。

長岩会長)

日常生活圏域単位の地域ケア会議の項目に「整理」という言葉が多く出てきます。これらの整理をすべてセンターだけに任せるには能力と労力が必要になると思います。どこからの段階できちんと市が引き取って検討する形にしていかないと現有勢力では難しいのではないかと思います。

榊間委員、いかがですか。

榊間委員)

地域の方々が出席する会議で整理を行うというのはすごいなと感じました。一番大事なのは、話し合われた結果がきちんと市に伝わるのか、どうなるのか、その部分だと思います。

長岩会長)

その辺りは別の会議で再編を検討しており、上手く機能すれば少し風通しが良くなるかもしれないという部分はあります。小林さんいかがですか。

小林委員)

この方針を見ると、行政は本当に現場を知っているのかと感じます。センターの人員を増やさないとパンクしてしまうのではないかと感じました。

長岩委員)

県下の市町村で、本当にまれですけど国基準よりも職員を加配しているところがあります。ただし、加配は委託費が増えますので、その辺りは業務量との関係で適正化の判断をする必要があります。また、加配している市町村でも高齢者数は頭打ちになっており、今後高齢者人口が減少する中、一度加配した職員を減らす検討をしないといけないという課題を抱えるところもあります。「急に1人減らしますよ」となっても、法人としてはその職員をどこに異動させるかも考えなければなりません。

三枝委員はいかがですか。

三枝委員)

私も小林委員と同様の意見を持っております。地域ケア個別会議、こちらはよく開催されるのかなと思います。やはり、今は個別対応がすごく増えて来ており、そこに手を取られるため、果たして地域ケア推進会議まで課題を持っていく準備などが出来るのかなというのが疑問に感じています。

長岩会長)

ありがとうございます。どのような運営方法や規模感で実施するかなど行政からサジェスションがあればやり易いところはあると思いますし、何よりも関係者間で協力的な方が多いか少

ないかによっても現場の負担感は大きく変わってくると思います。センターさんからお声が掛かったときに「うちも忙しいけどちょっとまあ行くわ」という関係があるのか「いや、ちょっと出れません」と言われるのか。そのような部分の環境調整なども必要になると思います。

○議事(3) 「保健師に準ずる者」の要件について

事務局)

資料3をご覧ください。こちらは、令和元年度第2回小牧市地域包括支援センターで定めました「保健師に準ずる者」の要件について、もう少し具体的に表示しようとするものであります。

経緯を説明いたしますと、平成30年5月10日にセンター職員の配置等を定める厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正があり、保健師に準ずる者として定められている要件が変更となりました。従来の「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師」という要件に「高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」が追加されました。

この「高齢者に関する公衆衛生業務」については、その具体的な内容が国から明示されていないため、本市では、令和元年度第2回小牧市地域包括支援センター運営協議会において『健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等に関する経験』と定め、併せて小牧市の「保健師に準ずる者」として、『地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験を1年以上有する者』と定められました。

その際、具体的な内容は定めておらず、現状としては、センターから協議があった場合、経歴等を聞き取り、市において、該当の有無を判断しています。近年、センター職員の確保が難しくなってきていますので、具体的な職種を定めることにより、「保健師に準ずる者」に該当するかを判断しやすくするようにするものであります。

資料の2ページをご覧ください。ここからは、本市が定めようとする「保健師に準ずる者」の要件について説明いたします。

まず、本市の「高齢者に関する公衆衛生業務」である「健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験」は、健康な高齢者のみならず、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者、要支援や要介護の認定者の方など幅広い方を対象とし、通常の在宅生活、入院前後や療養中の生活など多様な場面で行われております。

そこで、当該業務を実施する事業所等を地域包括支援センター、老人介護センター、在宅介護センター、居宅介護支援事業所のほか、保健所、保健センター、医療機関の入退院支援部門や健診センター、訪問診療を実施している医療機関、訪問看護事業所、一般企業等で65歳以上を含む保健指導や健康保持・増進に係る相談、助言、指導等を行う部門などを例示し、これらの業務経験が1年以上ある場合は「保健師に準ずる者」として取り扱うものとしております。

また、これらの事業所等での従事経験がない者であっても、実際に『健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等に関する経験を1年以上有する』と判断できる場合は、「保健師に準ずる者」として取り扱うことが出来ることとしております。

なお、これらの業務経験を有しない看護師についても地域包括支援センターへの配置を妨げるものではございませんが、地域包括支援センターへの配置から1年を経過した後にはじめて「保健師に準ずる者」として取り扱うことが出来るものとしめます。それまでの間は、条例等に定める職員配置にはカウント出来ないものとなります。

説明は以上です。

長岩会長)

ありがとうございました。「保健師に準ずる者」の要件について説明が終わりました。

元々、国が地域包括支援センターを作ったときから保健師の採用が難しいという課題があり、「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師」も配置出来るという設計になっていたわけですが、今のご説明のように平成30年度の通知において、高齢者に関する公衆衛生業務について1年以上の経験を持つ者という条件が追加されました。ただ、これまで、高齢者に関する公衆衛生業務と言う部分が曖昧であったため、2ページ目の事業所などを具体的に例示したものです。

この第2項において「前項各号に各前項各号に掲げる事業所等における従事経験を有しない看護師であっても、現に地域ケア地域保健健康づくり介護予防に関する相談等に1年以上…」という緩和的な定めがあるわけですが、この辺りはどのようなものを想定していますか。

事務局)

第1項はこれまでなかった具体的な判断基準を明示したもので、第2項は第1項に該当しなくても直ちに条件から排除しないという内容の条項であるため、第2項で具体的に何を想定しているかと言われると回答は難しいですが、例えば行政機関で相談をしていた経験などが該当するのではないかと思います。いずれにせよ、門戸を広くしているような形です。

長岩会長)

みなさん、何か第2項の表現で思い浮かぶものはありますか。三枝委員、いかがですか。

三枝委員)

例えば、今、仰られた行政機関というのも市だと保健センターですし、県だと保健所です。あと、他で働かされている看護師というところと一般企業で働かされている看護師さんとかになるので、ちょっと思い浮かぶものは難しいです。

長岩会長)

ありがとうございます。河内委員、いかがですか。

河内委員)

第2項ではないのですが、第1項で医療機関の入退院支援部門も含まれています。これは、当院の入退院に関わっている看護師を指すと理解してよろしいですか。

事務局)

退院調整等において、本人やご家族と退院後の在宅生活について助言したり、相談を受けるものと想定されますので含まれるものと考えております。

河内委員)

第2項で言えば、ボランティア活動でサロンなどに出向き、介護予防などに関わった経験などがあれば該当するのかなとは思いますが。

長岩会長)

確かにフレイル予防に関わった看護師などは該当するかもしれませんが、1年以上の経験を証明するのが難そうですね。むしろ、現実的には第2項よりも第1項の入退院看護師の方が人材がいそうですね。

河内委員)

そうだと思います。

長岩会長)

第3項の「前2項の業務経験を有しない看護師」とは具体的にどのような方を想定していますか。新卒のイメージですか。

事務局)

新卒の看護師のほか、病棟や外来に勤務する一般的な看護師を想定しています。

長岩会長)

地域保健等の経験はないが看護師の経験がある方ですね。このような看護師を採用した場合、1年間どのような取り扱いになるのですか。

事務局)

厚生労働省から発出されている通知に従い、1年間は本市条例上の「保健師に準ずる者」として取り扱えません。ただし、センター職員ではあるため、業務に従事すること自体は可能です。また、配属から1年経過した後は、第1項に規定するとおり地域包括支援センターの経験を有することになりますので「保健師に準ずる者」として取り扱うことが可能となります。

長岩会長)

今回、何も目安がなかった部分を例示したということで一歩前進したと感じますが、各センターの管理者の方は今回の例示に関してどのように思われましたか。あるいは、現況とか課題などがあればお話しいただければと思います。

まずは、浅野管理者から順番にお願いします。

事務局：小牧地域包括支援センター)

保健師の配置については当センターがずっと抱えている問題でして、条例上の配置基準を満たせていない状況が続いています。今回、その保健師に準ずる者が明示されましたが、これまでと比較して基準が緩和されたように感じます。今回の決定によって、これまでより幅広く求人が出るのかなということでありがたく思います。

また、実務としても医療職がいると個別支援の面でも非常に助かることが多く、専門的な知識など私たちが不足している部分を補ってもらえるので必要だと考えています。

事務局：味岡地域包括支援センター)

当センターも保健師に準ずる者の採用に困ることが多く、これだけ幅広く弾力的に取り扱っていただけたのでとてもありがたいです。今後、採用の幅が広がるかなと思っています。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

当センターは、保健師2名、そして私も看護師資格を保有していますが、例えば保健師が退職したとき、このような基準で募集を出せるのはとても良いかなと思います。

また、先ほど第2項のところでのどのような方が該当するかという議論がありましたが、老人福祉センターなどでも看護師が働いており、そのような方も健康の相談を受けているので、第2項に該当してくるのではないかなと思いました。

長岩会長)

行政としてはそのような理解でよろしいですか。

事務局)

大丈夫です。

長岩会長)

では、最後に岡田管理者、お願いします。

事務局：北里地域包括支援センター)

当センターは、条例上の保健師の配置を満たしております。また、保健師とは別にもう1名看護師も在籍しており、当該看護師が介護老人施設で1年以上勤務をされている方となります。今後、万が一、保健師が何らかの事情で長期のお休みと取るような状況になっても何とか基準を満たせそうな感じです。

ただ、医療職の方は働く場所の選択肢が多く、過去、処遇がいいところに転職されたり、他のセンターに引き抜かれたこともございます。本当に確保していくのは難しい職種でありますので、市がこのような柔軟な姿勢を示してくださったことは、大変ありがたいことだと思って

います。

長岩会長)

ありがとうございました。議題については以上となりますが、佐々木委員、何かございますか。

佐々木委員)

センターの運営とは少し異なる話になると思いますが、将来、A Iを活用した業務が推進できると良いと考えています。歯科の領域ではかなりA Iの活用が進んでおり、診断だけではなく、義歯の作成も出来る時代になっています。

何かそういった方向性も視野に入れていただきたいなと思います。

長岩会長)

ありがとうございます。前川副会長、いかがですか。

前川副会長)

皆さまは、こまきつながる会議や地域ケア会議のことについて「地域包括支援センターの方がオーバーワークになるのではないかなど実際の現場のことまで考えて意見を述べられており、すごいなと感じました。

また、「保健師に準ずる者」についても、私は第1項で具体的に例示し、例外として第2項、第3項を作っているんだなと理解しておりましたが、皆さまは例外的な事項についても何が該当するかを考えていらっしゃったので自分の考えが浅かったのだなと思いました。

以上です。

3. 報告

(1) 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について 事務局)

資料4をご覧ください。前回の運営協議会での報告以降、地域包括支援センターから『指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の申請』が1件あり、『第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準』に基づいて審査した結果、承認とさせていただきますのでご報告します。

4. その他

事務局：地域包括ケア推進課)

域包括ケア推進課から2点ご連絡させていただきます。

1点目ですが、本日の会議の議事録につきましては、作成次第、委員の皆様に送付いたしますので、内容のご確認をお願いします。

2点目ですが、現在の委員の皆さまでの運営協議会につきましては本日で最後となります。今期も大変お世話になりました。来期につきましても、委員の就任につきましてもご依頼することがあるかと思いますが、その際には、ご協力の程よろしくお願いいたします。

続きまして、介護保険課の方からお知らせがありますので交代いたします。

事務局：介護保険課)

令和7年度の第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会でお話をさせていただきました居宅介護支援事業者による介護予防支援事業所の指定に係る意見聴取についてご連絡させていただきます。

このたび令和6年4月1日より、介護予防支援事業所の指定をしております居宅介護支援事業所愛厚ホーム小牧苑より、居宅介護支援の指定更新と併せて令和8年4月1日からの介護予

防支援事業所の指定更新の申し出がありました。

つきましては、更新の申請があった際は、委員の皆様にご指定更新についてのご意見をお伺いしたいと思っておりますので、後日、郵送またはメールにて詳細の通知を送付させていただきます。内容をご確認いただき、同封いたします意見聴取書を介護保険課にご提出ください。特にご意見がない場合につきましても意見なし等と記入の上、ご提出をお願いいたします。

なお、今後、居宅介護支援事業所による介護予防支援事業所の新規指定申請や指定更新申請があった場合には、随時、委員の皆様にご郵送またはメールにてご意見をお伺いいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、その際はよろしくをお願いいたします。

お手数をおかけしますが、何卒ご理解のほどをお願いいたします。

長岩会長)

ありがとうございます。予定されていた次第については、以上になります。それでは、事務局にお返しします。

5. 閉会

事務局)

長岩会長、ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましてもありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和7年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。